

産廃業許可取得のために

～注意事項・確認事項～

それでは、実際に許可取得をするためにまずは注意すべきこと・確認すべきことを取りまとめて確認していきましょう。

① 産廃の欠格要件をよく確認しよう！

申請者の役員、株主、出資者などの中に

1. 暴力団員又は暴力団員を辞めてから5年を経過していない者がいる
2. 法人で、暴力団員がその事業活動を支配するもの
3. 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない人がいる
4. 懲役・禁錮等に処せられ、その執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから、5年を経過しない人がいる（※執行猶予もいけません。）
5. 下記の一定の法律違反により、罰金に処せられ、その執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから、5年を経過しない人がいる

「廃棄物処理法」「浄化槽法」「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」

6. 「廃棄物処理法」又は「浄化槽法」に違反したため、許可を取り消されてから5年を経過していない人がいる（法人の場合は、取消しの処分に関する行政手続法上の通知（聴聞手続）の日より、60日前以内に、その法人の役員等であった人がいて、その取消しの日から5年を経過していない時）

7. 過去に許可を受けていたが、「廃棄物処理法」又は「浄化槽法」の許可の取り消し処分の通知を受けてから、取消し処分を受けるまでの間に、「廃業届（廃止届）」を提出し、それから5年を経過していない人がいる

上記されたものの内、一つでも該当した場合には許可の取得は出来ません

② 産廃講習会を受講しよう！

産廃の許可を取得するにはまずは産廃の講習会を受講し、合格することによって産廃講習会修了証を取得する必要があります。講習会は財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターが統括し、各都道府県の産業廃棄物協会が行うもので、全て予約制となっております。受講したい場所の産業廃棄物協会に空き状況を確認（HPでも申込み可能）した後、受講の

手引きを取り寄せ申し込みます。講習会は「新規」の講習会と「更新」の講習会があります。「新規」は受ける課程にもよりますが、最低 2 日間を要しその際の受講費用は 30,400 円。「更新」の講習会も受ける課程によりますが、最低 1 日で費用 20,000 円掛かります。

上記で「課程にもよりますが」と記載したのは、新規の講習会の課程には「産業廃棄物の収集運搬課程」・「産業廃棄物の処分課程」・「特別管理産業廃棄物の収集運搬課程」・「特別管理産業廃棄物の処分課程」の 4 つあり、また、更新の講習会の課程には「収集運搬課程」・「処分課程」とがあります。取りたい許可に応じて講習会の日程を確認し申し込み受講します。ここで一つ重要なことですが、受講する方は会社の役員の方である必要がありますので、予めご注意ください！

(※ 講習会受講時は役員で無くとも、少なくとも許可の新規申請や更新申請を行う際には役員である必要があります。)

受講後、約 3 週間で講習会修了証がお手元に届きます。また、許可更新が差し迫っている場合等には会場にて事前に依頼しておけば、1 週間程で合格証明書の発行もしてくれます。

③財務要件にご注意を！！

新規や更新に際して、直近の貸借対照表 純資産の部の自己資本がマイナス、更には直近 3 年の損益計算書 経常利益が

平均するとマイナスとなってしまう場合、「財務診断書」なる書類が別途必要となる自治体があります。

関東圏では東京都及び埼玉関係（埼玉県・さいたま市・川越市）です。財務診断書とは、公認会計士又は中小企業診断士の方が今後の5年間で現在マイナスとなっている財務状況を様々な指標を用いて説明した書類です。非常に言葉で説明することが難しいのですが、財務関係をよく理解していて、分析等を行える資格を持ったプロの方が証明する信用性の高い書類を求めているようです。決算書の改ざんはもちろんもつてのほかなのでどうすることも出来ませんが、産廃の新規・更新等申請時期は予め分かっているものですので、それを見越して早めの対応を心掛ける必要があります。

この証明書類が無いとまず認められません。

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理に関する例外

基本的に建設工事の元請業者が排出事業者となることに変わりは無いが、平成23年4月1日廃棄物処理法改正後には限定的ではあるが、下請も収集運搬業許可無くして運べ

るケースがある。下請業者が排出事業者になってもよいというものではなく、下請業者の責任を強化したものの。

1) 下請人が出来るのは運搬のみ。積保や処理は出来ない。

※ 特別管理産業廃棄物は不可。

2) 建築物その他の工作物に係る維持修繕工事・解体工事、新築・増築・維持修繕工事の完成引渡し後、それらの工事の一環として行われる軽微な修繕工事で、請負額が 500 万円以下のものが対象。

3) 1 度に運搬する廃棄物の量は 1 リューベ（立方メートル）以下。

4) 廃棄物の運搬先は排出場所と同一の都道府県内又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内にあり、元請業者が所有し、又は、使用権限を有する保管場所、又は、元請業者が設置した処理施設であること。

5) 下請業者は契約関係書類を携行しなければならない。

（請負契約書の写し、廃棄物の排出場所・品目・期間等を記載した別紙（※ 元請・下請の押印のあるもの））

実際に許可を取得するために

一産業廃棄物収集運搬許可（積替え保管除く）

—

※1. まずは必要となる品目は何か決定する。

→今現状運ぶために必要な品目は何なのか、また、将来的に必要となる可能性のある品目は何なのか、それをよく考えてから決めるべきものとなります。

産廃許可を取得しても、品目として運べなければ意味がありません。許可が取り急ぎ必要となる場合には、少なくとも現在すぐに必要となる物だけでもしっかり選定して許可を取得しましょう。後々品目を追加するための手続きとして「変更許可」という申請方法もあります。

水っ気のある物（汚泥・廃油）を取り扱う際には、取り扱うものに適したドラム缶（オープン・クローズ）を用意する必要があります。

※2. 運搬する車両について

→ゴミを運ぶには必ず「車両」が必要となります。

ただ車両は軽自動車からダンプカーといった大型車まで何でも基本的に車であれば問題はありません。しかし、その車がレンタカーもちろん、リース（※）の場合には認めら

れないケースがありますので、しっかりと事前に確認が必要
です。

◇ **必要書類**

各官公庁・市区町村によって様々な必要書類は、多少違い
ありますのでご相談ください。